

ACTIVE KUMIAI

6月より全ての建物に火災報知器の設置が義務付けられました。

山梨県電機商業組合

消防法の改正により、山梨県では今月から火災報知器の一般家庭（寝室、階段、廊下等の天井）への設置が義務化された。

火災報知器の設置が義務化されたといつても、自分の家には必要ない、関係ないと思っている人が結構いるのではないか。

警報機等の設備は店舗や事務所の商業施設等に設置するのが一般的で、一般家庭には馴染みがないと思われがちだが、6月以降の火災報知器の設置の義務化は、一戸建て等の戸建住宅、アパートやマンション等の共同住宅、自営業等の店舗併用住宅、寮等の寄宿舎といった、全ての建築物に必要となる。

何故ここまで徹底するのかというと、「火災」というのは自分一人での被害では済まないからである。

特に、アパート等の集合住宅は、一つの部屋で火事が起きた場合、高確率で近隣の部屋にも被害が及ぶ。一戸建ての家にしても、隣の家に燃え移るという事態は決して珍しくはない。自分の家の火事が他人の命を脅かす可能性も大きい。

総務省消防庁が発表した「平成16年における火災の状況」によれば、死者1,009人のうち逃げ遅れによる死者が633人(62.7%)に達しており、住宅火災の死者の6割以上が、「逃げ遅れ」によるものである。(特に65歳以上の高齢者の逃げ遅れの割合が多くなっている。)

火災報知器の購入時には、悪徳業者の存在に注意が必要である。

火災報知器設置の義務化を利用し、火災報知器を高額で売りつけようと企む悪徳業者が必ず出てくるだろうと予想されている。

また、日本消防検定協会の検定に合格したNSマークを目安に購入して下さい。

安心して見積や取付等の相談ができる山梨県電機商業組合へお気軽にご相談下さい。

TEL 055-275-6470

